新　旧　対　照　表

福祉部高齢福祉課

現行	改正（案）
（職員配置の基準）	（職員配置の基準）
第13条　（略）	第13条　（略）
２及び３　（略）	２及び３　（略）
４　第１項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。	４　第１項第１号の施設長は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には，他の事業所，施設等の職務に従事することができる。
５から１３まで　（略）	５から１３まで　（略）
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第29条　（略）	第29条　（略）
（新設）	２　軽費老人ホームは，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。 (1)　入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。 (2)　当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
（新設）	３　軽費老人ホームは，１年に１回以上，協力医療機関との間で，入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

（新設）	4　軽費老人ホームは，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
（新設）	5　軽費老人ホームは，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
（新設）	6　軽費老人ホームは，入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該入所者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。
２　（略）	7　（略）
（掲示）	（掲示）
第30条　軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームの見やすい場所に，運営規程の概要，職員の勤務の体制，協力医療機関，協力歯科医療機関，利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	第30条　軽費老人ホームは，当該軽費老人ホームの見やすい場所に，運営規程の概要，職員の勤務の体制，協力医療機関，協力歯科医療機関，利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。
２　軽費老人ホームは，前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，同項の規定による掲示に代えることができる。	２　軽費老人ホームは，重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより，前項の規定による掲示に代えることができる。

（新設）	３　軽費老人ホームは，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 付　則 （施行期日） １　この条例は，令和６年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の日から令和７年３月31日までの間，改正後の第30条第３項の規定は，適用しない。